

【感染症罹患による出席停止について】

◎出席停止期間 ※医師に感染の恐れがないと認められた場合は以下の通りではない

①インフルエンザ・コロナ

発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日（幼児は3日）を経過するまで

	発症日	発症後							
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
A	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 4日目	発症後 5日目	登校可能		
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
B	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目	登校可能		
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
C	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能		
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
D	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能	
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止		
E	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	

その後は解熱した日によって出席停止日が順次延長されていきます。

※発症日は、病院に行って検査で罹患が発覚した日ではなく、発熱が認められた日です。

（例）12月19日に発熱、翌日20日に病院受診したところインフルエンザ陽性。→発症日：19日

②その他の感染症

<学校保健安全法より>

第 二 種	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	発疹に伴う熱が解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺・顎下腺・舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	紅斑性の発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化（かさぶたになる）するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで